

まちづくりプランナー創出実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくりプランナー創出実行委員会規約第3条に掲げる支援として、まちづくりプランナー創出実行委員会(以下「委員会」という。)が交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、まちづくり人財養成講座の前年度までに修了証の交付を受けた者又は今年度の修了証の交付見込みの者(以下これらを「修了者等」という。)若しくは修了者等が所属する団体が企画し、実施する次のいずれかに該当する事業とする。

(1) 地域の活性化につながると認められる事業

(2) 自ら解決に関与できる地域の課題解決に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

(1) 宗教的事業又は政治活動に係る事業

(2) 地域の親睦を主たる目的とする事業

(3) 計画当初より第三者に委託しようとする事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助事業に要する経費とし、次に掲げる経費を除くものとする。

(1) 労務費

(2) 旅費

(3) 交際費

(4) 食糧費

(5) 土地の取得に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

(1) 委員会が別に定めた上限額

(2) 補助対象経費に相当する額

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請の期限は、まちづくり人財養成講座最終回後の「米沢まちづくり大賞コンペティション」が行われた年度の11月30日とし、次の書類を提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)及び当該収支予算書に計上された経費の見積書

(3) その他委員会が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 委員会は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金等の交付の申請をした者に書面でその旨を通知するものとする。

(変更申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた市民、団体等は、補助対象事業の経費の配分又は内容を変更する必要がある場合は、速やかにまちづくりプランナー創出事業変更承認申請書(様式第3号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助の交付の決定を受けた市民、団体等は、補助事業終了後30日を経過する日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の11月30日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第1号)

(2) 収支決算書(様式第2号)

(3) 補助事業の実施の状況を撮影した写真

(4) その他委員会が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

様式第1号(第5条、第7条関係)

年 月 日

まちづくりプランナー創出実行委員会 へ

申請者 団体名

代表者氏名

印

まちづくりプランナー創出事業申請書兼事業計画(報告)書

下記とおり補助事業を申請(報告)します。なお、事業を実施するにあたり一切の責任は申請者及び団体にあり、まちづくりプランナー創出実行委員会には責任を求めません。

事業計画(実績)書

1	事業プラン名称
2	活動目的と 主な事業内容
3	まちづくりに対する 公益的効果内容
4	必要とする 申請資金額	円
5	総額事業費	円
6	事業期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 又は 永年 (永年の場合は○で囲んでください)
7	活動団体人数	人
8	最終目標

様式第 2 号 (第 5 条、第 7 条関係)

収支予算(報告)書

1 収入の部

(単位:円)

内 訳	予 算 額 (決 算 額)	備 考
計		

2 支出の部

(単位:円)

内 訳	予 算 額 (決 算 額)	備 考
計		

様式第 3 号(第 6 条関係)

年 月 日

まちづくりプランナー創出実行委員会 へ

申請者 団体名

代表者氏名 印

まちづくりプランナー創出事業変更承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知があった事業について、次のとおり補助事業の内容等を変更したいので申請します。

記

1 変更しようとする補助事業の内容等

変更前の内容等
変更後の内容等

2 変更の理由